

地区計画内建築等届出書 チェック表

◇◇◇三本柳地区◇◇◇

チェック項目		住 宅 地 区		学 校 及 び 近隣公園地区	チェック欄
		一般道路	幹線道路		
I 審査基準：建築物等の制限					
壁面等の位置の制限	敷地面積の最低限度	200㎡以上			
	道路境界までの距離	1. 5m以上	幅員12m未満の道路：1. 5m以上 幅員12m以上の道路：2. 0m以上		
			特殊道路：4. 0m以上		
	(独立車庫・10㎡以下の付属建築物・門扉)	0. 75m以上			
	水路境界までの距離	1. 0m以上		2. 0m以上	
	隣地境界までの距離	1. 0m以上			
	(独立車庫・10㎡以下の付属建築物)	0. 5m以上			
	その他の扱い	・門扉の袖壁は片袖2m未満、それ以上は透過性のない塀と同等の扱い。 ・壁を有する車庫、車庫兼用物置は独立車庫とは扱わない。 ・地上設置広告物、自動販売機、門及び広告物でアーチ型のものは付属建築物と同等の扱い。			
外壁・屋根の色彩		原色・刺激色は避ける (☆マンセル値の彩度5以下・C Iカラーも同様)			
建物の形態		勾配屋根とする (☆最低勾配1. 5/10以上)			
II 審査基準：かき・柵・塀の構造、その他					
道路側	緑化の推進について		道路側はできる限り緑化すること。		
	かき 柵・塀	高さ	生垣等 道路面から1. 2m以下		
		高さ	道路面から1. 2m以下(基礎は0. 4m以下)		
		後退距離	透過性のない塀等：1. 5m以上(後退部分を同時施工で緑化)		
	土留壁	高さ	道路面から0. 4m以下(上部を同時施工で緑化)		
建物と植栽等の外構工事が同時に施工されない場合は、その将来計画等を配置図に記載すること。					
隣地側のかき・柵		☆生垣、または高さ1. 2m以下の透過性の柵。			
宅地の整地の高さ		☆前面道路面より30cm以下。			

☆：ガイドライン

地区計画における提出書類のチェック表

行為の種別	添付図書	摘要
共通事項	☐ 届 出 書	
	☐ 位 置 図	☐ 当該行為の土地の区域を表示 (縮尺 1/2,500 程度)
☐ 土地の区画形質の変更	☐ 計画平面図	
	☐ 各区画の求積図	☐ 行為前後の面積計算表
	☐ 縦 横 断 図	※ 土地の造成を伴う場合
☐ 建築物の建築	☐ 敷地求積図	☐ 敷地面積計算表 (道路後退がある場合は後退後の面積)
	☐ 配 置 図	☐ 建築物の位置及び外壁等から敷地境界までの最短距離を表示 ☐ 道路面からの整地高さを表示 ☐ 植栽は将来計画すること、工事着手の 30 日前までに地区計画の届出をすることを記載 (道路沿いの緑化を同時に行わない場合)
	☐ 面積求積図	※ 壁面の位置の制限のただし書を適用する 10 m ² 以下の附属建築物のみ
	☐ 立 面 図	☐ 色名及びマンセル値を表示 ☐ 着色(屋根、外壁等) ☐ 屋根勾配を表示 勾配屋根であること
	☐ 各階平面図	
☐ 工作物の建設	☐ 配 置 図	☐ 工作物の位置及び後退距離等を表示 ☐ 道路沿いの緑化計画(道路面からの高さを表示)
	☐ 立 面 図	☐ 道路面からの高さ等を表示
☐ 建築物又は工作物の形態、意匠の変更	☐ 配 置 図	☐ 変更部分を表示
	☐ 立 面 図	☐ 色名及びマンセル値を表示 ☐ 着色(屋根、外壁等)

※申請の内容により、参考資料として上記のほかに書類の提出を求める場合があります。行為地が敷地面積の最低限度未満の場合は、必要書類を都市計画課にご確認ください。